平成２４年（フ）第１５１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8110番地　メゾンドＴ101号室、住民票上の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7088番地68
破産者　杉田　恵子
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９８８号
福岡市東区美和台４丁目７番６号
破産者　上田　道代
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２号
北海道釧路市米町２丁目６番７号
破産者　西脇　博幸
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６１１号
奈良市六条西１丁目４番45―202号
破産者　吉澤　　満
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
奈良市法華寺町1209―１　ＴＭビルⅡ303号、開始決定時の住所奈良市西登美ケ丘２丁目Ｆ10番407号
破産者　フルーツたかだこと高田昇こと　髙田　昇
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０号
奈良県生駒市鹿ノ台北３丁目２番地５
破産者　竹田真由美（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３３８４号
札幌市清田区真栄３条２丁目13番２号
破産者　小澤　良治
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２号
新潟市中央区礎町通２ノ町2083番地　ウォーターフロント礎町708号
破産者　藤田有加里
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８号
新潟市西区浦山１丁目３番30号　青山ハイツ501、前住所新潟市中央区南出来島２丁目６番67号
破産者　小林　修吾
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８２号
大阪市西淀川区歌島２丁目９番31号
破産者　神田　行紀
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９号
兵庫県加古郡播磨町西野添３丁目14番14号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町高畑205番地の32
破産者　中津　清己
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０８号
広島市西区古江上１丁目175番地２　706
破産者　四元音楽研究所こと歌とピアノと仲間たち千の風こと　四元　悦子
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７号
福岡市西区今宿２丁目13番６―107号、前住所福岡市西区今宿東２丁目３番９―207号
破産者　羽根　慶三
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２６号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋672番地の１
破産者　會森　睦男
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８２号
神奈川県平塚市西八幡３丁目12番39号
破産者　清水　洋一
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８８０号
広島県廿日市市梅原１丁目１番16号
破産者　桝上　府木
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３５号
広島市西区己斐上２丁目41番10―２号、開始決定時の住所広島市西区己斐東１丁目８番11―306号
破産者　小早川愛子
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

免責許可決定

平成２４年（フ）第５４２号
茨城県笠間市吉岡113番地46　つかはらハウス101、旧住所埼玉県桶川市坂田東３丁目15番地の１　エルディム寿Ⅱ―202号
破産者　松井　　薫
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５５号
埼玉県戸田市大字新曽187番地の１　細野ハイツ103号室
破産者　飯野　理栄
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係